

八戸市男女共同参画苦情処理委員会 設置概要

1. 目的

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情に対する適切な対応を図る。

2. 職務

苦情の申出があった内容について調査し、必要があると認めるときは、市長に是正その他必要な措置をとるよう意見を述べることができる。

3. 委員

- (1) 男女共同参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱
- (2) 任期は2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）
- (3) 3人以内（男女いずれか一方の性にかたよらないこと）
- (4) 再任も可
- (5) 地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員との兼職不可

4. 会議

- (1) 委員の互選により代表を置く
- (2) 市民等からの苦情の申出を受理した都度代表が招集
- (3) 委員の2人以上の出席がなければ開くことができない

5. 苦情申立てができる者

- (1) 市内に在住、在勤、在学している者
- (2) 市内で活動している事業者及び団体

6. 取り扱う苦情

- (1) 市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるもの
- (2) 市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるもの

7. 取り扱わない苦情

- (1) 判決・裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事案
- (2) 行政庁において不服申立て審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事項
- (4) 議会に請願・陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他の法令に基づき処理すべき事項（男女雇用機会均等法、配偶者暴力防止法 等）
- (6) 私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (7) 過去に同主旨の苦情が訴えられ、既に処理が確定しているもの
- (8) 当委員会委員の行為に関する事項

8. 苦情対応フロー

